

公益社団法人向日市シルバー人材センター 役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人向日市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第16条第3項及び第53条第2項の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事並びに定款第53条に基づいて設置される委員会の委員をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者いう。
- (4) 報酬とは、公益認定法第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員等には、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員等の報酬額は、別表「役員等の報酬額」に定める金額として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出

- のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 2 報酬は、通貨で直接役員等にその全額を支払うものとする。

(報酬の支給日)

- 第6条 理事長の報酬の支給日は、毎月月末に支給する。ただし、支給日が土曜日・日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に該当するときは、その前日においてその日に最も近い土曜日・日曜日又は休日でない日を支給日とする。
- 2 日額の報酬を受ける役員等には、その都度支給する。

(費用)

- 第7条 センターは、役員等が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。
- 2 支給額は、事務局職員就業規則第23条に定める額を支給する。

(支給制限)

- 第8条 役員等が向日市の職員である場合及び専務理事には、この規程中第3条については適用しない。

(公表)

- 第9条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、総会の決議を得て行う。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、平成元年4月3日から施行する。

附 則（平成3年5月14日規程）

この規程は、理事会の承認のあった日から施行し、改正後の社団法人向日市シルバー人材センター役員報酬及び費用弁償規程は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月27日から施行する。

別表 役員等の報酬額

種 類	金 額
理事長	1日に付き 5,000円
副理事長	
理事及び監事	
委員会委員	1日に付き 2,000円